

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第14号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前										改正後													
(定義)										(定義)													
第2条 [略]										第2条 [略]													
2 給与等条例の適用を受ける職員に対するこの規則の適用については、この規則において「教育職給料表(2)」とあるのは「教育職給料表」と、「医療職給料表(2)」とあるのは「医療職給料表」と、「 <u>栄養士</u> 」とあるのは「学校栄養職員」と読み替えて適用するものとする。										2 給与等条例の適用を受ける職員に対するこの規則の適用については、この規則において「教育職給料表(2)」とあるのは「教育職給料表」と、「医療職給料表(2)」とあるのは「医療職給料表」と、「 <u>管理栄養士</u> 」とあるのは「学校栄養職員」と読み替えて適用するものとする。													
別表第2 級別資格基準表（第4条関係）										別表第2 級別資格基準表（第4条関係）													
ア～カ [略]										ア～カ [略]													
キ 医療職給料表(2)級別資格基準表										キ 医療職給料表(2)級別資格基準表													
職種		試験	学歴 免許 等	職務の級								職種		試験	学歴 免許 等	職務の級							
				1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級							1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		
[略]										[略]													
栄養士		[略]										管理栄養士		[略]									
診療放射線技師		[略]										診療放射線技師		[略]									
診療エックス線技師		短大		2.5	5	3																	
		卒	0	2.5	8	11																	
臨床検査技師		[略]										臨床検査技師		[略]									
[略]										[略]													
備考 薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。										備考 薬剤師、獣医師、 <u>管理栄養士</u> 、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。													

ク [略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
[略]			
栄養士	[略]		
診療放射線技師	[略]		
診療エックス線技師		短大卒	1級15号給
臨床検査技師	[略]		
[略]			

[略]

ク [略]

ク [略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
[略]			
管理栄養士	[略]		
栄養士	[略]		
診療放射線技師	[略]		
臨床検査技師	[略]		
[略]			

[略]

ク [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。